

一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また、女性の安定的な活躍、職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備を拡充するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 課題 ①日常的に存在する超過勤務が仕事と家庭の両立に負担を生む。
②ハラスメント対応窓口が少なく十分な対応ができていない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：職員全体の超過勤務時間を年間5%ずつ削減する。

<取組内容>

- 令和3年4月～ 勤怠管理システムから全職員の現状把握をおこない、各所属長に対し、「部署運営の実態を通じた超勤発生傾向」及び「超過勤務の多い職員の超勤発生傾向」を個別聞き取り調査をおこなう。
- 令和3年10月～ 調査内容にもとづいて改善策を検討し、超過勤務時間を減らす。

目標2：法人内のハラスメント相談窓口を4つから8つに増やす。

<取組内容>

- 令和3年4月～ 全職員の現状把握、各所属長に対し調査をおこない、拠点内における必要なハラスメント対応窓口の数とその担当者を調査する。
- 令和3年10月～ 調査内容にもとづいて改善策を検討し、相談窓口へ活かす。